

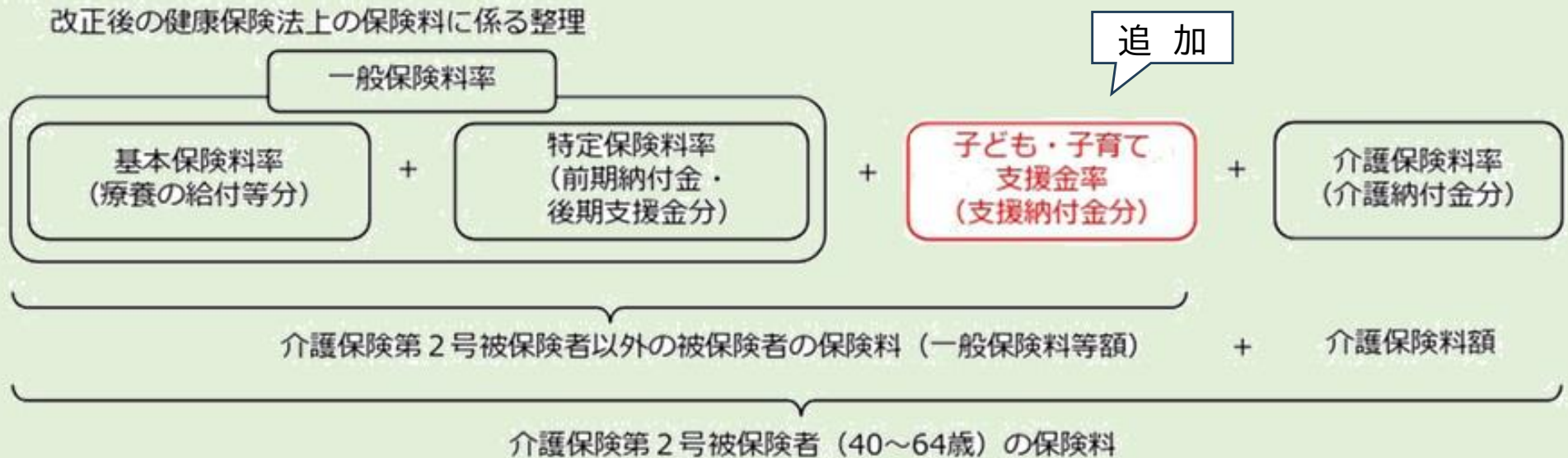
議案第6号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が創設されることから、子ども・子育て支援納付金を医療保険料と併せて徴収するにつき、所要の改正を行う。

※子ども・子育て支援金制度とは、子どもの未来戦略に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実など抜本的な支援を行うための安定した財源を確保するために創設された制度で、医療保険の加入者や事業主を含め、社会全体で子育てを支えるため、医療保険料と併せて所得に応じて拠出を求める仕組み。

2. 主な内容



※18歳未満の被保険者からは、子ども・子育て支援納付金を徴収しない。

議案第6号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

3. 令和8年度の保険料

市町村標準保険料率より算定された結果、子ども・子育て支援納付金分の一人当たり保険料は、年額3,219円となる。(大阪府試算)

子ども・子育て支援納付金分保険料 = 所得×所得割率(0.28%) + 均等割額(1,841円)

● 一人当たり府内平均保険料比較(対前年度比)

		令和8年度 (試算)	令和7年度 (本算定)	対前年度差額	対前年度比
府内平均		163,911円	162,164円	+1747円	+1.1%
内 訳	医療分	98,222円	98,556円	▲334円	▲0.3%
	後期分	31,580円	31,748円	▲168円	▲0.5%
	介護分	30,890円	31,860円	▲970円	▲3.0%
	子ども分	3,219円	—	+3,219円	—

4. 施行日

令和8年4月1日 ※改正後の交野市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用する。

5. 関連ウェブサイト 子ども・子育て支援金制度リーフレット

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/120897/kodomoleaflet.pdf>

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条の2 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第12条の2 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総</p>	<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総</p>

新	旧
<p>を除く。)の額</p> <p>ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>ホ 保健事業に要する費用の額</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p>	<p>分を除く。)の額</p> <p>ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>ホ 保健事業に要する費用の額</p> <p>ヘ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並<u>びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p>

新	旧
<p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（3）（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合には、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>（2）・（3）（略）</p>	<p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（3）（略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合には、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。） _____</p> <p>（2）・（3）（略）</p>

新	旧
<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに掲げる額</p> <p>イ <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 イからハマまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハマまでに掲げる額</p> <p>イ <u>ロ又はハに掲げる世帯</u>以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>ロ 特定世帯 イの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ハ 特定継続世帯 イの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>

新	旧
<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第16条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第23条、第23条の4及び第23条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p><u>ロ 第23条の7に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p><u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規</u></p>	<p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。） _____</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

新	旧
<p><u>定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p><u>ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額）</u></p> <p><u>第16条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</u></p> <p><u>第16条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</u></p> <p><u>第16条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次</u></p>	

新	旧
<p><u>のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p><u>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</u></p> <p><u>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第16条の15 第16条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において国民健康保険法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。</u></p> <p>(賦課期日後において納入義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納入義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被</p>	<p>(賦課期日後において納入義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納入義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被</p>

新	旧
<p> 保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納入義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納入義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第16条の7若しくは第16条の12の額又は第23条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第23条の4第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項）の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条の5第1項各号（同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第6項各号（同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第23条の7第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納入義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該 </p>	<p> 保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納入義務者に係る第13条、第16条の5の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納入義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条の4第1項（同条第3項）の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条の5第1項各号（同条第3項又は第4項）の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納入義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該 </p>

新	旧
<p>当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納入義務者に係る第13条、<u>第16条の5の3、第16条の7若しくは第16条の12の額</u>又は第23条第1項各号に定める額若しくは<u>同条第5項各号に定める額</u>、第23条の4第1項に定める_____</p> <p>_____額、<u>同条第5項</u>_____に定める額、第23条の5第1項各号に定める額、<u>同条第6項各号に定める額</u>若しくは<u>第23条の7第1項に定める額の算定は、その納入義務が消滅した日</u>(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする。</p>	<p>当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納入義務者に係る第13条若しくは<u>第16条の5の3の額</u>若しくは<u>第16条の7の額</u>_____又は第23条第1項各号に定める額_____、第23条の4第1項に定める<u>第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額</u>、<u>第23条の4第4項第1号</u>に定める額、第23条の5第1項各号に定める額若しくは<u>同条第5項各号</u>_____に定める額の算定は、その納入義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする。</p>

新	旧
<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により、被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4</p>	<p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により、被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4</p>

新	旧
<p>第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当</p>	<p>第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号_____において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当</p>

新	旧
<p>該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納入義務者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の15の額を超える場合には、第16条の15の額)とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税</u></p>	<p>該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号_____において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納入義務者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

新	旧
<p><u>法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者</u></p>	

新	旧
<p> <u>の数の合計数に乗じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者</u> </p> <p> <u>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額</u> </p> <p> <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得</u> </p>	

新	旧
<p> <u>た金額を加えた金額) に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)</u> 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 <u>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、</u> <u>ロに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びハに掲げる額を合算した額</u> <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u> <u>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u> <u>ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u> <u>6 第16条の14第2項及び第3項の規定は、前項各号イからハマでに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定につ</u> </p>	

新	旧
<p>いて準用する。この場合において、<u>第16条の14第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第23条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、<u>第16条の5の4、第16条の8及び第16条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）</u>及び同条第5項の規定の適用については、<u>第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）</u>」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第23条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項</p> <hr/> <p>の規定の適用については、<u>第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）</u>」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>

新	旧
<p>第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第5項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4</u> 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の14」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の14第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>8</u> 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の</p>	<p>第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第4項</u>に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</u> <u>、</u> <u>「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の14」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第5項各号」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の14第2項」と、第6項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の14第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする（<u>第6項に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第23条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第23条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする（<u>第5項に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の12」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の15の額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第16条第2項」とあるのは「第16条の14第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の5の3」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第16条第2項」とあるのは、「<u>第16条の5の5第2項</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p>9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下こ</u></u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の5の3」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と</u> _____、前項中「<u>第16条</u>」 _____ とあるのは、「<u>第16条の5の5</u>」 _____ と読み替えるものとする。</p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下こ</u></u></p>

新	旧
<p>の項において同じ。) 」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、「<u>第23条第1項各号</u>」とあるのは「<u>第23条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号</u>」と、第7項中「<u>第16条第2項</u>」とあるのは「<u>第16条の9第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の12」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の15の額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第5項各号」と、第7項中「第16条第2項」とあるのは「第16条の14第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第23条の7 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第23条第5項、第23条の4第</u></p>	<p>の項において同じ。) 」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と_____</p> <p>_____、第6項中「<u>第16条</u>」とあるのは「<u>第16条の9</u>」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p><u>4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 第16条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条の14第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>第9条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつ</u></p>

新	旧
	<p><u>た日から起算して3日を経過した日（以下「支給開始日」という。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給開始日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u></p> <p><u>第10条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額よ</u></p>

新	旧
	<u>り少ないときは、その差額を支給する。</u>